

○組合長の専決処分事項の指定

(平成 23 年 12 月 27 日 議決)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、組合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

専 決 事 項

- 1 法律上、組合の義務に属する 1 件 50 万円未満の損害賠償の額を定めること。